

多機能型事業所の場合は、多機能型の全事業所の職員で判断する

福祉専門職員配置等加算に係る届出書

記入例

1 事業所・施設の名称	佐世保事業所
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	① 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ※有資格者35%以上 2 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ※有資格者25%以上 3 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

4 社会福祉士等の状況 加算(Ⅲ)の申請においても記入	① 生活支援員等の総数(常勤) 5人 ② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤) 3人	常勤の職員数を記入 ①に占める②の割合が25%又は35%以上	有・無
	5 常勤職員の状況 加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の申請においても記入	① 生活支援員等の総数(常勤換算) 6.5人 ② ①のうち常勤の者の数 5人	非常勤含め、対象職種に該当する全職員の常勤換算値を記入 ①に占める②の割合が75%以上
6 勤続年数の状況 加算(Ⅰ)、(Ⅱ)や他要件の(Ⅲ)の申請においても記入	① 生活支援員等の総数(常勤) 5人 ② ①のうち勤続年数3年以上の者の数 2人	常勤の職員数を記入 ①に占める②の割合が30%以上	有・無

- 備考1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付してください。
- 2 ここでの常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2の(3)に定義する「常勤」をいう。
- 3 ここでの生活支援員等とは、
- 療養介護にあつては、生活支援員
 - 生活介護にあつては、生活支援員又は共生型生活介護従業者
 - 自立訓練(機能訓練)にあつては、生活支援員又は共生型自立訓練(機能訓練)従業者
 - 自立訓練(生活訓練)にあつては、生活支援員、地域移行支援員又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者
 - 就労移行支援にあつては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員
 - 就労継続支援A型・B型にあつては、職業指導員又は生活支援員
 - 自立生活援助にあつては、地域生活支援員
 - 共同生活援助にあつては、世話人又は生活支援員(外部サービス利用型にあつては、世話人)
 - 児童発達支援にあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員又は共生型児童発達支援従業者、加算(Ⅲ)においては、児童指導員、保育士若しくは共生型児童発達支援従業者
 - 医療型児童発達支援にあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員又は指定発達支援医療機関の職員、加算(Ⅲ)においては、児童指導員、保育士又は指定発達支援医療機関の職員
 - 放課後等デイサービスにあつては、(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員又は共生型放課後等デイサービス従業者、加算(Ⅲ)においては、児童指導員、保育士若しくは共生型放課後等デイサービス従業者のことをいう。